

## 第36回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月12日(月) 午前9時30分から午前10時45分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
5番委員	石橋	祐一
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(1名)

6番委員	藤原	優子
------	----	----

5. 議事日程

### 審議事項

議案第1号	農業法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第4号	農用地の買入協議にかかる要請について
議案第5号	令和4年度最適化活動の点検・評価について

### 報告事項

報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第4号	非農地証明について
報告第5号	非農地扱いについて(国土調査分)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	福浦	忠紀
職 員	堀江	陽子

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第36回農業委員会総会を開催いたします。

                  大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、2番委員、3番委員にお願いいたします。

両委員         はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員         はい。

議長            それでは議事に入りたいと思います。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長            議案第1号の3条許可については、3件の申請がっております。  
事務局から説明をお願いします。

事務局         はい。(資料読み上げ)

                  1番案件は、譲受人の〇〇さんがミカンの収穫作業を通じ売却希望の〇〇さんから取得されるものでございます。大牟田の農地は初めてということで別紙の営農計画書を提出頂いております。高収益な作物に取り組みたいと探されていたとのことで、ミカン栽培に取り組みられるものでございます。

                  2番案件は、認定農業者〇〇さんと息子の〇〇さんとの親子間での申請でございます。5年程、父の下作業経験を積まれ、この度、申請地のイチゴハウスを独立経営で取り組まれるものでございます。こちらも初めての農業者となることから営農計画書の提出をいただいております。

                  次の3番案件は、認定農業者の〇〇さんの後継者である〇〇さんと〇〇さんのとの申請で、長らく自作地であった申請地を規模拡大により貸借されるものでございます。

                  いずれも3条調査書の各要件については満たしていると思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長            では次に地区担当委員の意見に入ります。

1 番案件の担当は、5 番委員ですので意見ををお願いします。

先日、申請者と私、〇〇推進委員、事務局、それに偶然作業で見えていた隣接地の〇〇さんと5 者で現地確認調査を行いました。

農業もこの数年で、ミカンを作ったことがなく不安なのでとの話だったので、自分や隣の〇〇さんも話があれば何でも聞くよとの話をしたところです。また、作業や現地の状況、それに共同溜枘の件などの話をしました。まだ、ミカン栽培の知識はこれからという状況でしたが、色々勉強もされているようでしたので、しばらくは様子を見守っていくべきかと思いました。その他は資料にあるような状況ですので問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。

次の2 番案件は6 番委員ですが、本日お休みですが、事務局が伺っているようなので、事務局からお願いします。

事務局 はい。

今朝、欠席の連絡をいただいた際、担当委員の意見を預かっておりますので、代読で報告いたします。

「認定農業者である父の下、5 年以上の耕作実績もあり、昨年1 2 月にはイチゴ部会に入会されています。今回は、自宅近くのハウスを父から貸借であり、〇〇にあるハウスも利用権申請を考えていると聞いております。以上から今回の件は問題ないと思います。」とのご意見でした。以上です。

議長 最後の3 番案件は、担当が私ですので意見を述べます。

後継者の〇〇さんですが、実質的な経営は〇〇さんがやっておられるように見受けられます。規模拡大ということでもあり問題ないと思います。期待したいと思います。以上で終わります。

議長 それでは審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。  
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。

議長 1 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で1 番案件は許可することに決定いたします。

議長            それでは次の2番案件について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。  
                  (発言者なし)

議長            ございませんか。

各委員         はい。

議長            無いようですので採決に入ります。

議長            2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
                  (全員賛成)  
                  ありがとうございました。  
                  全員賛成で2番案件は許可することに決定いたします。

議長            3番案件について何かご意見ご質問はございませんか。  
                  (発言者なし)

議長            無いようですので採決に入ります。

議長            3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
                  (全員賛成)  
                  ありがとうございました。  
                  全員賛成で3番案件は許可することに決定いたします。  
                  以上で議案第1号を終わります。  
                  次に

## 議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長            議案第2号については、5件の申請がっております。  
                  では、事務局から説明をお願いします。

事務局         はい。(資料読み上げ)  
                  1番案件と2番案件は、同じ受入〇〇さんの期間満了による更新でございます。  
                  3番案件は、市内〇〇にお住まいの〇〇さんが、センリョウ栽培の規模拡大に伴う申請でございます。  
                  4番案件は、〇〇さんが規模拡大のための申請でございます。  
                  5番案件は、親子間の貸借であり、子の〇〇さんが別経営で新規参入されるもので、こちらも営農計画書の提出をいただいております。  
                  以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。  
皆さんから何かご質問やご意見はございませんでしょうか。  
(発言者なし)

議長 無いようですので採決に入りますが、一括採決として取り扱ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。  
議案第2号を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。  
全員賛成で議案第2号は、許可することに決定いたします。  
以上で議案第2号を終わります。  
次に

### 議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第3号については、3件の法人報告がっております。  
このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。別紙として各法人資料がございますので、併せてご覧ください。  
(資料読上げ)  
3法人共、全ての項目で適と思われる。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局から説明がございました。  
皆さんから何か質問はございますか。  
(発言者なし)  
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
議案第3号について、要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。  
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。  
続いて、

### 議案第4号 農用地の買入協議にかかる要請について

議長 議案第4号については、1件の承認要請がっております。

事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。この案件については、9年ぶりの審議でございます。  
まず土地についてですが、こちらは、離農された〇〇さんの耕作地ですが、土地処分とことから売買希望の斡旋申出があったところでございます。  
関連として7ページに解約の報告がございます。  
この度、委員の斡旋により買い手との話がまとまり購入額が800万円を超えることから、買入協議といい当委員会の承認決議の後、手続きを経て1500万まで控除額が広がる取り扱いになるものでございます。  
これにより売買後の所得税の軽減がされますし、翌年の国民健康保険税の負担も増えるのを抑えることができるものでございます。  
このため、買入が特に必要と認められるものかどうか、審議いただくものでございます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局から説明がございました。  
皆さんから何か質問はございますか。

3番委員 控除は何年かあるのでしょうか。

事務局 売買の翌年の申告に適用されるもので1年限りとなります。

議長 確か対象になるのは、認定農業者だったと記憶してますがどうですか。

事務局 はい。認定農業者等になります。

5番委員 1500万円を超えた場合はどうなりますか。

事務局 超えた分は通常の課税となります。

9番委員 これは機構を通さないといけないんですか。

事務局 はい。農業振興推進機構を通じたものでないと適用されません。  
これは制度として農地集積に繋がるものとして認定農業者に限定することでメリットを設けてあるところです。

議長 他にございませんか。  
(発言者なし)  
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。  
議案第4号について、承認される方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
ありがとうございました。

全員賛成で承認に決定します。

続いて、

## 議案第5号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。この件は、令和4年度に活動計画内容が大きく見直され、今回が見直し後、初めての点検評価を行うものです。

それでは、資料の具体的な見方と説明に入ります。お手元の資料には、結果の部分を網掛けしております。(資料の読上げ)

まず、2ページ中段の農地集積の実績でございます。4年度の年間新規集積面積は、6.7ヘクタールで、4年度末の集積面積は435ヘクタール、集積率は41.0パーセントでございます。

次に3ページ中段の遊休農地解消実績でございます。こちらの4年度解消実績は0.1ヘクタールとなりました。やはり、中山間地の多い本市においては、条件のよくない荒地を解消してでも耕作というのは現実的に難しい状況が表れております。このため、現在、耕作されている農地を離農の際、できるだけうまく引継いでいくかが重要かと思われまます。併せて、森林化した農地の非農地判断も引き続き取り組むべきかと思われまます。

4ページの新規参入同意の農地面積ですが、こちらは目標どおりの面積となったところでございます。それに参入経営体は、兼業での参入が1経営体でございました。

続いて最下段の、最適化活動の強化設定数の実績ですが、皆さまのご協力により経営意向調査を行っていただいたため目標どおりでございます。

5ページ、新規参入相談会は、目標どおり1回実施したところでございます。

最下段の推進委員等の点検・評価はご覧のとおりでございます。

そして、当委員会の年間活動の評語は、その上段にございますように「期待どおり」との結果になったところでございます。

以上が4年度活動の結果でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明がございました。

事務局から説明がありましたように当委員会の活動結果は「期待どおり」であったとのことです。

皆さんから何か質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので、この案でよろしいか採決に入ります。

議案第5号について、案どおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で案どおりに決定致します。

議長 以上で審議事項を終わり、報告事項へ入ります。

#### 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

1番は、共同住宅建設のための申請でございます。

2番は、通路確保のための申請でございます。

3番は、敷地奥に駐車場拡大のための申請でございます。

以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。

#### 報告第2号 農地法第18条規定による許可申請について

議長 報告第2号の説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。こちらは、離農された〇〇さんの関係での解約で、いずれもこの後の耕作者がいると伺っているところでございます。

以上です。

議長 このことについて何か質問はございますか。(発言者なし)

無いようですので報告第2号を終わります。

#### 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちら解約後については、地域の法人貸借予定と伺っているところでございます。

議長 何か質問はございませんか。(発言者なし)

無いようですので、報告3号を終わります。

#### 報告第4号 非農地証明について

議長            それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局          はい。2件いずれも市街化区域内のもので売買のための登記地目整理での申請でございます。以上です。

議長            質問はございませんか。  
                  (発言者なし)  
                  無いようですので、報告4号を終わります。

#### 報告第5号 非農地扱いについて

議長            それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局          はい。こちらは、昨年度行われた国土調査対象地において、登記簿上の地目が農地であるが、現況調査の結果、農地でないものの確認要請があったもので、いずれも道路用地となっているものであることから農地台帳の変更を行うものでございます。なお、この秋の国土調査結果縦覧の後、登記の地目が変更となるものでございます。以上です。

議長            質問はございませんか。  
                  (発言者なし)  
                  無いようですので、報告5号を終わります。

議長            以上で報告事項を終わります。  
                  これをもちまして第36回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上